主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人四方田保上告趣意について。

一旦成立した物価統制令違反罪の処罰が、爾後における所論のような告示だけの 廃止により左右されるものでないと解すべきことは、当裁判所大法廷の判例とする ところである(昭和二三年(れ)四八八号同二五年一一月一五日判決参照)。原審 が判示被告人の犯行を認定しその犯行当時施行されていた大蔵省告示三二八号及び 物価庁告示二三六号に従い被告人を処罰したのは当然であり、論旨は採用に値しな い。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は眞野裁判官の少数意見のある外裁判官全員一致の意見である。そして 眞野裁判官の意見は免訴すべきものであると言うのである(判例集四巻一〇号一九 八三頁参照)。

検察官 濱田龍信関与

昭和二六年四月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	齋	藤	悠	輔